

1 中学校部活動の地域移行への動きと背景

(1) 部活動の意義と役割

部活動の意義と位置付け

中学校学習指導要領総則（第1章第5の1のウ）より抜粋

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については

- ・スポーツや文化、科学等に親しませ、**学習意欲の向上**や**責任感、連帯感**の涵養等に資する
- ・**学校教育の一環**として、**教育課程との関連**が図られるよう留意すること
- ・学校や地域の実態に応じ、**地域の人々の協力**、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携など**運営上の工夫**を行い、**持続可能な運営体制**が整えられるようにする

部活動が果たしてきた役割

運動（文化）部活動の在り方に関する総合的なガイドラインより抜粋

- 体力や技能の向上
- 芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成
- 異年齢との交流
- 生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築
- 学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養
- 生徒の多様な学びの場 など

1 中学校部活動の地域移行への動きと背景

(2) 部活動の地域移行への展開

現状と課題

- 中学校生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行している。
〈生徒数：昭和61年589万人→令和3年296万人に半減〉
→1部活動当たりの部員数が減少し、部活動が成立しにくくなっている。
- 競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた部活動の指導が求められたりしている。
→教師にとって大きな業務負担となっている。
- 地域では、スポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない。



地域移行が目指すこと

- これまで学校教育の一環として行われてきた部活動を、学校単位から地域単位の取組とすることを視野に入れ、「学校と地域が協働・融合」した部活動を行う。



期待できる効果

- 地域の持続可能で多様なスポーツ環境等を一体的に整備することで、少子化の中でも、子供たちがスポーツや文化活動に継続して親しむことができる機会を確保できる。
- 地域で複数の活動を提供することで、子供たちの多様な体験機会が確保できる。
- 部活動を地域に移行することで、学校の働き方改革が推進され、学校教育の質が向上する。

1 中学校部活動の地域移行への動きと背景

(3) 国と県の動き

国の動き	埼玉県の動き
<p><スポーツ庁> (H30. 3) <文化庁> (H30. 12) 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」 「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」</p> <p>生徒にとって望ましい部活動の実施環境の構築 ○運動（文化）部活動の方針の策定 ○適切な休養日等の設定 ○地域におけるスポーツ、芸術文化等の環境整備</p> <p><スポーツ庁・文化庁> (R2. 9) 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」</p> <p>「学校と地域が協働・融合」した部活動の実現方策とスケジュールの提示 ○休日の部活動の段階的な地域移行 ○拠点校（地域）における実践研究の実施</p> <p>(スポーツ庁・文化庁への提言 R4. 6/R4. 8) 「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」 「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言」</p> <p>部活動改革の方向性の提示 ○休日の部活動から段階的に地域移行 ○令和5年度から令和7年度を「改革集中期間」に設定 ○受け皿の想定は、スポーツ少年団やクラブチーム、民間業者等 ○指導を希望する教員の兼職兼業での従事</p>	<p><埼玉県> (H30. 7) 「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」</p> <p>適切な休養日等の設定 ○学期中は、週当たり2日以上休養日を設定 ○1日の活動時間は、平日2時間程度、休日3時間程度 生徒のニーズを踏まえた環境の整備 ○学校と地域が協働・融合する等の部活動環境の整備、推進</p> <p><白岡市> (R3. 4~) 県内拠点地域における部活動の地域移行に係る実践研究 <白岡市・戸田市> (R4. 4~) 県内拠点地域における部活動の地域移行に係る実践研究</p> <p>◆ 埼玉県部活動地域移行推進委員会 (R4. 7~)</p> <p>①組織 庁内関係課で構成</p> <p>②活動内容 ・指針及び手引きの作成 ・課題解決方策の検討 ・関係団体等との連携体制構築 ・市町村の好事例の収集、紹介 ・教員の関わり方の整理 ・県民等への周知、啓発 等</p>

1 中学校部活動の地域移行への動きと背景

(4) 部活動の地域移行における具体的課題

具体的課題

※ 運動（文化）部活動の地域移行に関する検討会議提言より 抜粋

スポーツ・文化芸術団体等の整備充実	○スポーツ・文化芸術団体等との連携が十分でないところが多い。
スポーツ・文化芸術団体指導者の質・量の確保方策	○専門性や資質を有する指導者の量を確保する必要がある。 ○教師等の中には、地域でのスポーツ・文化芸術活動の指導を強く希望する者もいる。
スポーツ・文化施設の確保方策	○公共施設やそれぞれの団体が有する施設だけでは足りない地域も想定される。 ○学校施設を利用する場合、施設管理を学校が行うと負担が増大するおそれがある。
大会・コンクールの在り方	○大会・コンクールによっては参加資格が学校単位に限定され、参加が認められていないものがある。 ○練習の長時間化、過熱化による怪我や故障、行き過ぎた指導等を招いている。
会費の在り方	○会費が保護者にとって大きな負担となると参加を躊躇するおそれがある。 ○経済的に困窮する家庭においては会費を支払うことが難しい。
保険の在り方	○生徒や指導者が怪我等をしても十分な補償を受けられるようにする必要がある。
関連諸制度等の在り方	○教師が顧問となって指導を担うことが前提となっている関連諸制度について、地域でスポーツ・文化芸術活動に参加する生徒が増えていく状況にふさわしいものに、見直していく必要がある。（入試での評価、教員の服務等）

2 県の取組

(1) 実践研究の概要

① 実践研究の考え方

令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向け、地域人材や活動場所の確保、費用負担等の課題を解決するため、拠点地域を設け実践研究を実施する。

② 白岡市の事業概要

事業実施の背景

- ・ P T A を中心とした地域の学校（部活動）への興味関心が強く、協力体制を築いていた。
- ・ 総合型地域スポーツクラブや競技団体を中心とした地域スポーツが盛んであった。
- ・ 教員の働き方改革が早急に解決すべき課題であった。

期間 対象

令和3年11月～
市内4中学校の八つの運動部活動において土日を中心とした地域部活動を展開

- ・ 篠津中学校（剣道、男子ソフトテニス、野球）
- ・ 菁莪中学校（男子バスケットボール）
- ・ 南中学校（野球、女子ソフトテニス、女子バレーボール）
- ・ 白岡中学校（女子ソフトテニス）

運営体制

管理団体「A S C（アスク）（※）」へ業務を委託
（※ 各中学校のP T A のO B を中心に発足した任意団体）

参加者数

市内全体指導者数16人 市内全体参加生徒数195人



2 県の取組

(2) 市町村教育委員会へのアンケート調査結果

調査対象

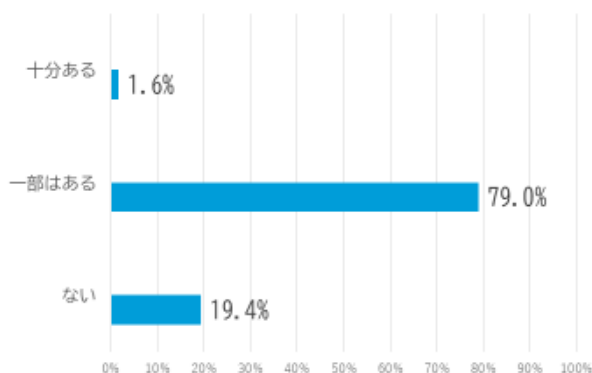
市町村教育委員会（さいたま市を除く62市町村）

調査期間

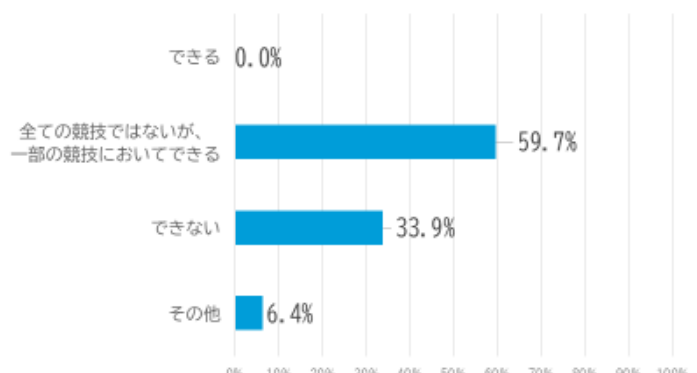
令和4年7月25日～令和4年8月10日

調査結果

①学校施設以外で部活動の地域移行により活用できる施設・設備は十分にありますか。



②教員以外で部活動の指導依頼が可能なスポーツ団体等は想定できますか。

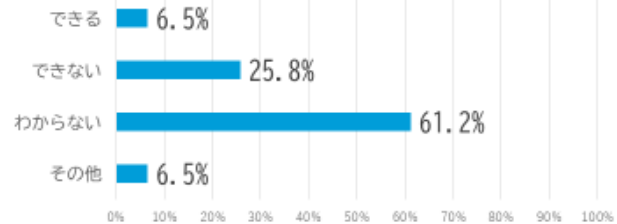


2 県の取組

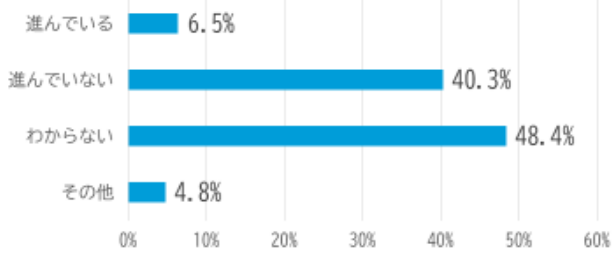
③指導可能なスポーツ団体はどのような団体ですか。

- ・スポーツ協会 ・スポーツクラブ
- ・スポーツ少年団 ・総合型地域スポーツクラブ
- ・民間企業 ・NPO法人
- ・市町村〇〇連盟 ・大学

④地域移行に協力的でマネジメントができる人材又は組織は想定できますか。



⑤生徒や保護者の「部活動の地域移行」に対する認知は進んでいると思いますか。

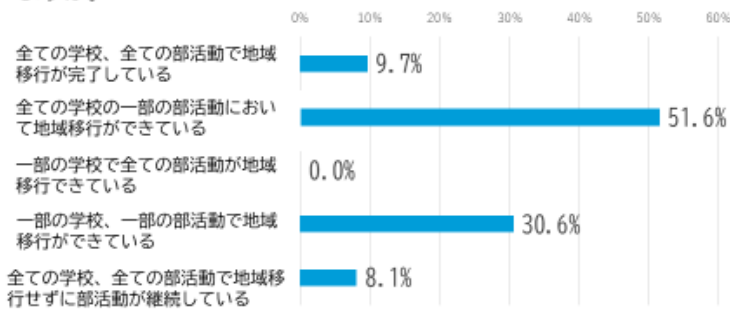


⑥地域移行に向けて連携を依頼している、または依頼しようとしている課、団体等がありますか。

- ・生涯学習スポーツ課 ・市町村スポーツ協会
- ・文化振興課 ・教育関係課
- ・市町村財政関係課
- ・市町村スポーツ（体育）協会
- ・市町村スポーツ推進委員会
- ・市街地整備課 ・校長会
- ・スポーツ少年団
- ・民間企業（民間スポーツ団体含む）
- ・クラブチーム ・特定非営利法人 等

2 県の取組

⑦令和8年度での部活動の地域移行がどの程度進んでいることを見込めますか。



⑧市町村の地域移行開始予定年度

年度	R4	R5	R6	R7	R8
市町村数	2	3	9	36	7

⑨自由意見（抜粋）

- ・事業実施に対する予算がない
- ・運営できる団体がない
- ・3年で移行することは難しい
- ・保護者の理解が得られにくい
- ・移行できる競技とできない競技がある

アンケート結果から見てきた市町村の課題

- ・会場、施設・設備の確保
- ・指導者及び実施団体の確保
- ・生徒、保護者、学校、地域等へ周知、啓発
- ・関係団体等との連携
- ・移行に向けてスケジュールが厳しい

県の対応

- ・関係団体等と連携（指導者や実施主体の拡充）
- ・市町村への情報提供
- ・県民への周知、啓発
- ・教員の関わり方の整理
- ・国への働き掛け

教員の関わり方の整理 **兼職兼業に係る課題**

・勤務時間の制限（残業合計 月平均80時間以内）

労働基準法36条時間外労働のうち、時間外労働と休日労働の合計で単月100時間未満、複数月平均80時間以内の要件については、労働者個人の実労働時間に着目し、当該個人を使用する使用者を規制するものであり、その適用において自らの事業場における労働時間及び他の使用者の事業場における労働時間に通算される。

・保険料の負担

・公務災害について

2 県の取組

(3) 今後のスケジュール

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> ・推進委員会の設置、運営 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村へのアンケート調査の実施、周知 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動の地域移行に係る指針（仮称）の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動の地域移行に係る指針（仮称）の周知 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・他都道府県の好事例の研究 		<ul style="list-style-type: none"> ・他都道府県の好事例の周知 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・白岡市・戸田市実践研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・実践研究成果の市町村への紹介 ・部活動の地域移行に係る手引き（仮称）の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動の地域移行に係る手引き（仮称）の周知 	
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 実践研究自治体（白岡市・戸田市） 	<ul style="list-style-type: none"> 部活動の地域移行の改革集中期間 		